

令和4年度 LINE を活用したアンケート 調査結果

テーマ	住宅用火災警報器の設置状況等調査
目的	福島市火災予防条例で設置義務化されている住宅用火災警報器について、市民の皆さまの認知度や設置状況を調査し、今後の設置率や維持管理の向上に繋げるため実施いたしました。

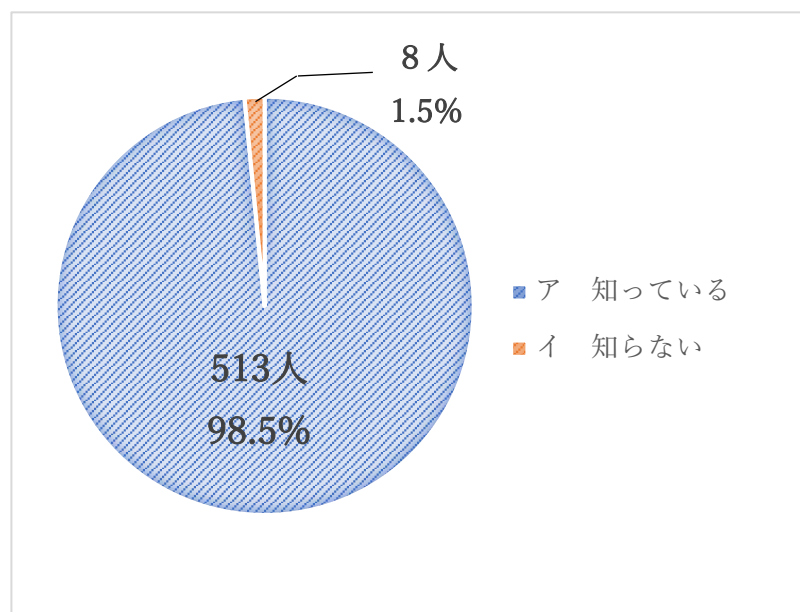
【調査期間】 令和4年11月29日(火)～令和4年12月14日(水)

【対象者数】 18,596名(※対象:福島市公式 LINE 友だち登録者のうち、受信設定が市内かつアンケート同意者かつ20代以上)

【回答者数】 521名

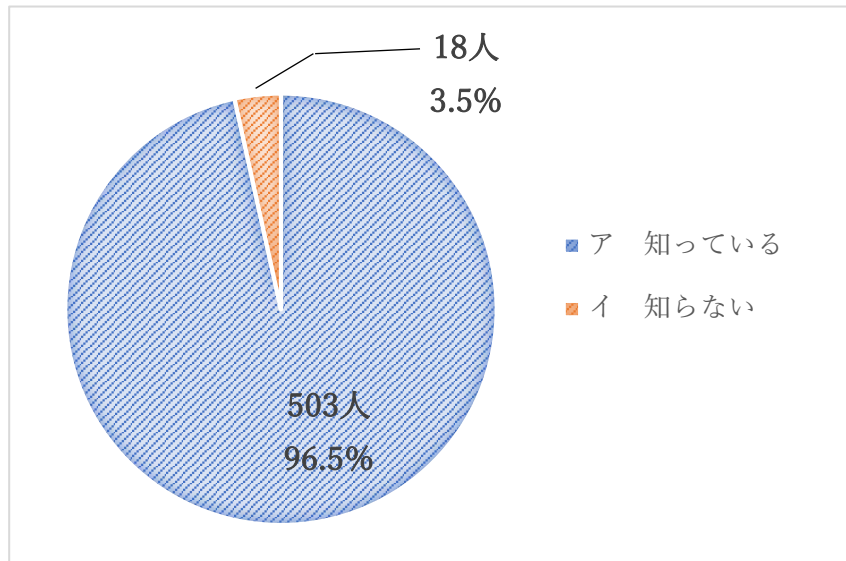
【回答率】 2.8%

問1 住宅用火災警報器を知っていますか？



住宅用火災警報器について知っていると回答した方は、521人中513人と、ほとんどの方が知っており、高い認知度ではありますが、100%には至っていませんでした。

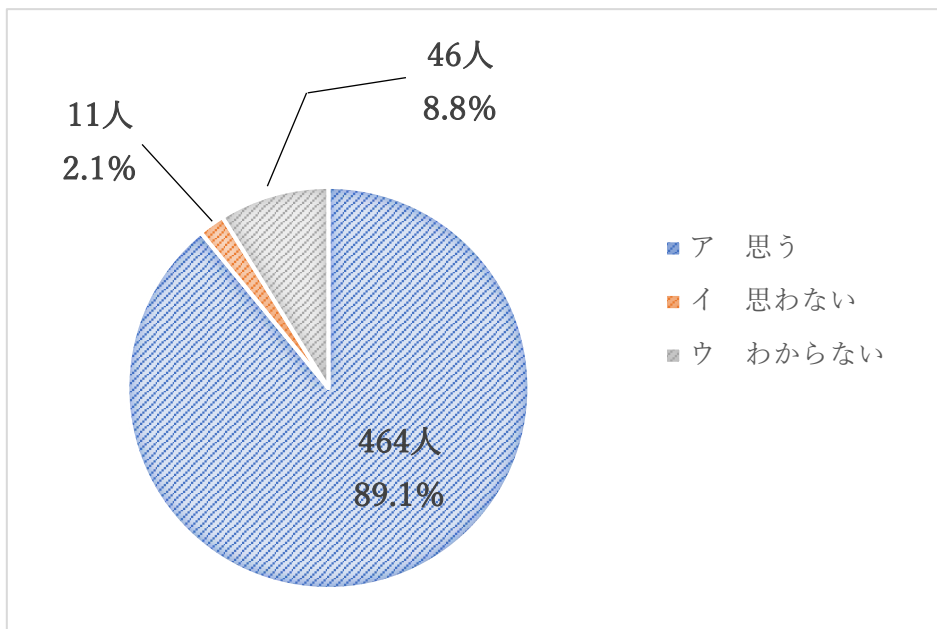
問2 住宅には「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられていることを知っていますか？



設置の義務について知っている人は503人でした。

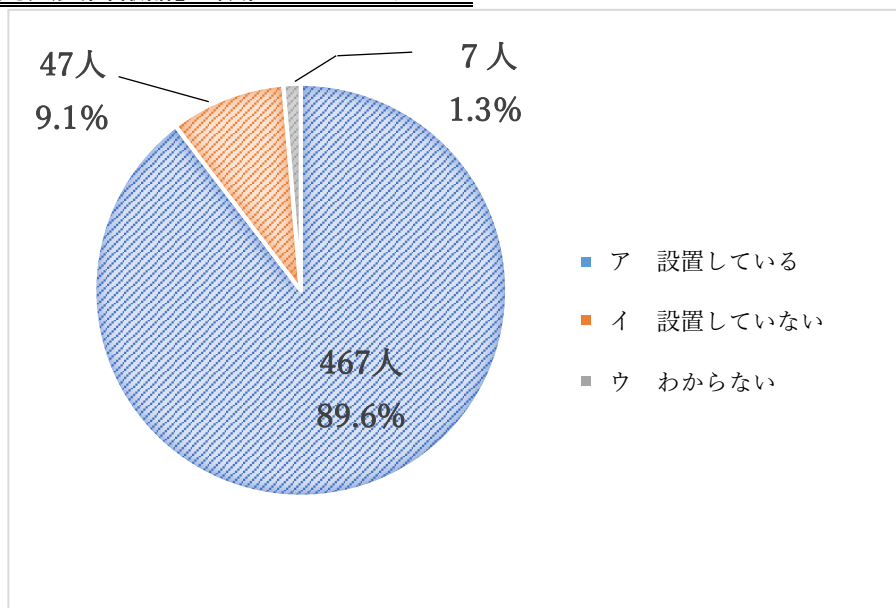
問1で住宅用火災警報器を知っているのは513人でしたが、そのうち10人は、存在は知っているが設置義務については知らなかった。ということが分かりました。

問3 万が一の火災の時、「住宅用火災警報器」は有効だと思いますか？



住宅用火災警報器の有効性については、11人が「思わない」、46人が「わからない」という結果となり、住宅用火災警報器の有効性についてまだ理解されてないことが分かりました。

問4 「住宅用火災警報器」を設置していますか？



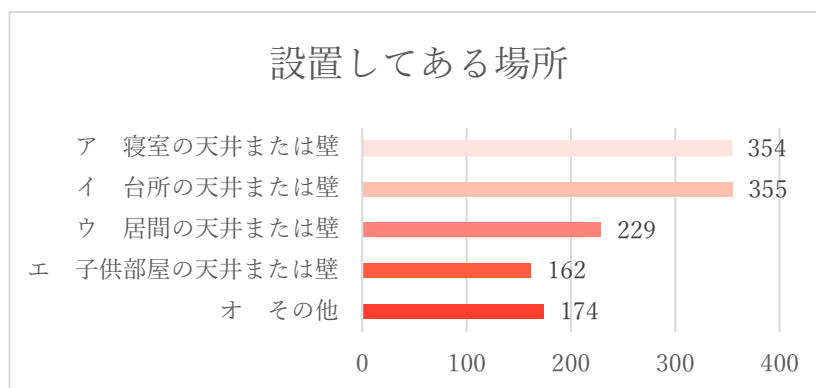
今回の回答では、設置率が89.6%となり、ほぼ9割の方が設置しているという結果となりました。しかしながら、1割の方がいまだ未設置であり、問3の有効性について「思わない」や「わからない」と回答した方の数が関係しているように見えます。

→有効性を理解してもらう＝設置率に繋がる？

問5 問4で「設置している」と回答した方に質問です。設置してある場所はどこですか？
(複数回答可)

ア 寝室の天井または壁	354人
イ 台所の天井または壁	355人
ウ 居間の天井または壁	229人
エ 子供部屋の天井または壁	162人
オ その他	174人

その他の回答(参考)	
ア 階段の天井または壁	112人
イ 1階や2階の廊下の天井	40人
ウ 全ての部屋	3人



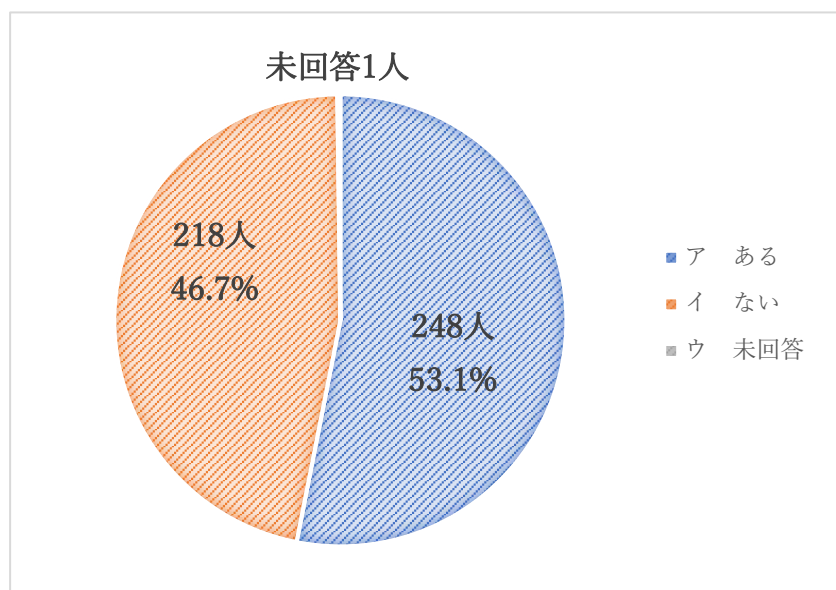
設置する場所については、条例で「寝室の天井または壁」及び「寝室が2階、3階にある場合は階段の天井又は壁」に設置するよう義務付けられており、その場所に設置している割合を条例適合率と言います。

回答結果を見ると、住宅用火災警報器を設置している467人中、「寝室の天井または壁」に設置している人が354人と、条例適合率75.8%という結果となりました。

また、その他の回答では、「階段の天井または壁」が最も多く112人という結果であり、こちらも寝室が2階以上にある場合は設置が義務付けられている場所ですので、比較的、設置場所について理解されていると言えます。

結果的に設置が義務付けられている場所に設置されている方が多いですが、中には「台所」や「居間」のような義務付けられていない場所に設置し「設置している」と思っている方も少なくありません。

問6 問4で「設置している」と回答した方に質問です。「住宅用火災警報器」の点検はしたことがありますか？



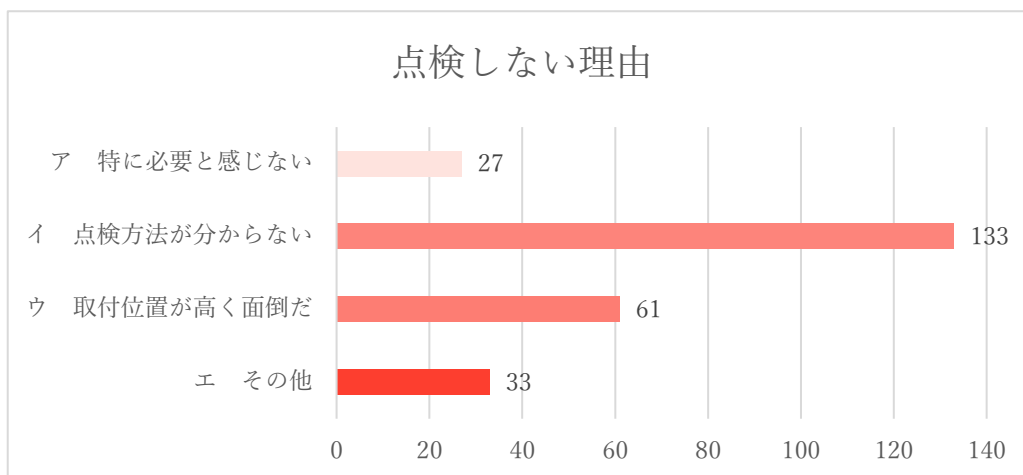
住宅用火災警報器の寿命は10年が目安とされていますが、故障や電池切れ等により正常に作動していない場合もあります。いざというときに備え、警報器を定期的に点検することが大切です。

今回の調査では、設置している人の約半数が点検をしたことがない(設置したばかりの人もいるかもしれませんが)という回答でした。

福島市消防本部では、近年まで設置促進に力を入れてきましたが、住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上経つ今では、維持管理についてもより力を入れて注意喚起をしていかなければならないことが分かりました。

問7 問6で「ない」と回答した方に質問です。点検しない理由を教えてください。(複数回答可)

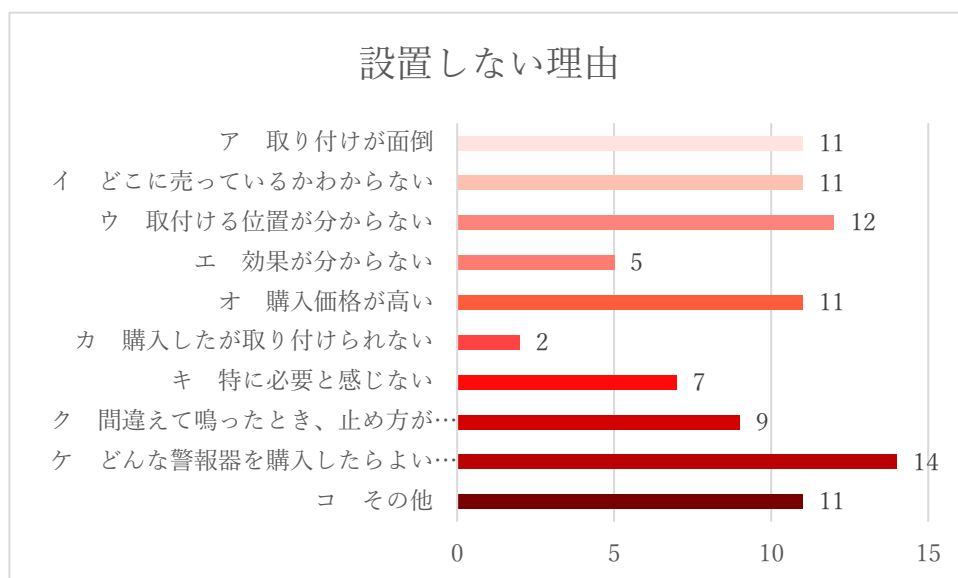
ア 特に必要と感じない	27人
イ 点検方法が分からない	133人
ウ 取付位置が高く面倒だ	61人
エ その他	33人



点検しない理由について最も多かったのは、「点検方法が分からない」でした。住宅用火災警報器は、本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検することができます。(あわせて、ほこりやくもの巣などがついていないかも確認してください。)正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。「その他」の回答者の中には、「設置したばかりだから点検していない」や、「電池切れが近づくと音で知らせてくれるので点検はしていなかった」という回答もありましたが、電池切れ以外にも機器の故障等により動作不良を起こしている可能性もあるため、必ず定期的な「点検」と「お手入れ」を行いましょう。

問8 問4で「設置していない」と回答した方へ質問です。設置しない理由を教えてください。(複数回答可)

ア 取り付けが面倒	11人
イ どこに売っているかわからない	11人
ウ 取付ける位置が分からない	12人
エ 効果が分からない	5人
オ 購入価格が高い	11人
カ 購入したが取り付けられない	2人
キ 特に必要と感じない	7人
ク 間違えて鳴ったとき、止め方がわからず不安	9人
ケ どんな警報器を購入したらよいか分からない	14人
コ その他	11人

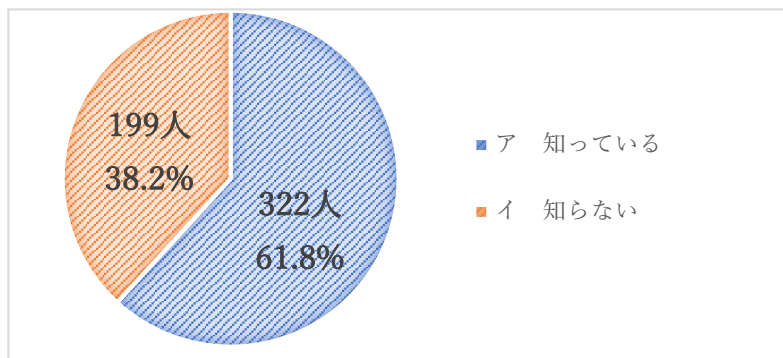


問4で「設置していない」と回答した人は47人ですが、「設置しない理由」として回答票のケが一番多く14人、次いでウが12人、ア、イ、オ、コが11人という結果となりました。この調査では、設置する住宅用火災警報器の種類や、取り付けに関する事など、設置しない理由をより具体的に知ることができました。

現在、福島市内の全ての消防署所では、「住宅用火災警報器なんでも相談窓口」を設けています。住宅用火災警報器の取り付け位置や設置方法、日頃の点検方法、取り付け支援(注)などに関する相談の対応を行っておりますので、是非お気軽に最寄りの消防署所へご相談ください。

(注)高齢者やお身体が不自由な方等で住宅用火災警報器を購入して取り付けが困難な場合には、消防職員による取り付け支援を行っております。

問9 「住宅用火災警報器」は10年程度で交換の必要がありますが、知っていますか。



交換の必要性について知っている人は 322 人と過半数の方が認識していることがわかりました。

しかしながら、199人(問1で住宅用火災警報器を「知らない」と回答した人も含む)は交換について知らないという結果となり、住宅用火災警報器の維持管理についてさらなる注意喚起が必要であるということがわかりました。

【まとめ】

今回のアンケート調査では、市民の方が住宅用火災警報器についてどの程度の認識や関心があるかを知ることができました。

この調査結果を踏まえ、今後の広報について再度検討し、特に住宅用火災警報器を設置していない、点検をしていない方々へ目線を向けて、より効果的な広報につながるよう尽力いたします。

最後に、ご協力していただきました皆様へ感謝申し上げます。ありがとうございました。

【問い合わせ先】

福島市消防本部予防課(〒960-8001 福島市天神町14番25号)

《アンケート内容に関して》

福島市消防本部予防課予防係
電話 024-534-9103(直通)

《LINE アンケート制度に関して》

福島市政策調整部広聴広報課
電話024-563-7488(直通)

【住宅用火災警報器なんでも相談窓口】

○福島消防署	024-534-9105	清水分署	024-557-5415
		西出張所	024-591-4628
○飯坂消防署	024-542-2986	東出張所	024-553-7796
○福島南消防署	024-547-3119	信夫分署	024-593-1900
		杉妻出張所	024-546-2910